

アメリカ法

第11回

丸山 英二

1

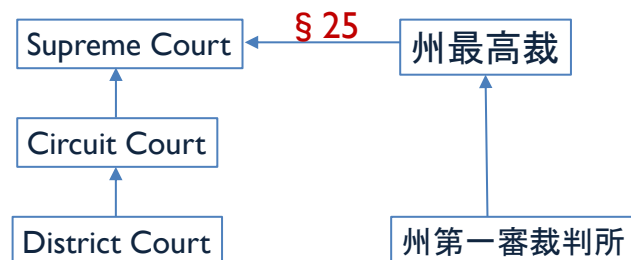
6. 新生合衆国の裁判所と法

2

(1) 連邦裁判所制度の成立

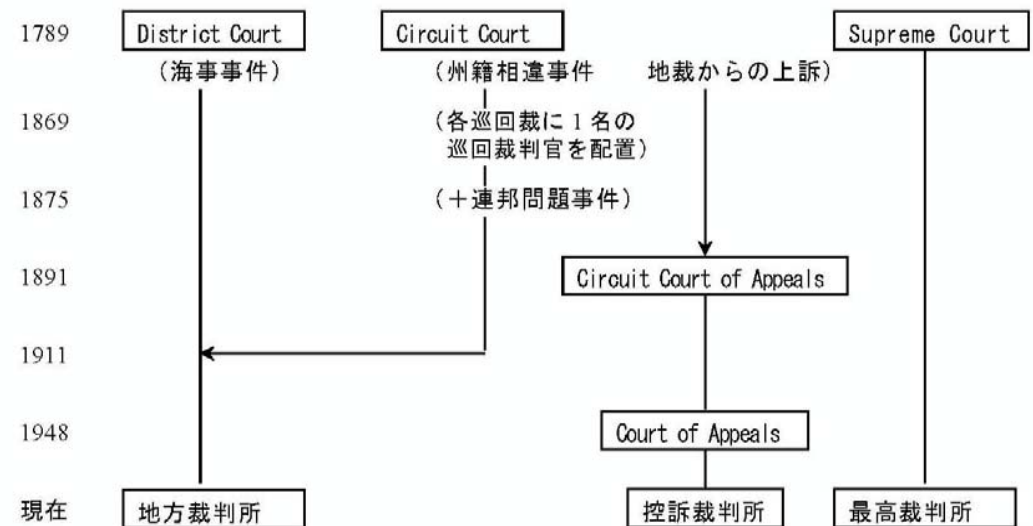
◆1789年9月制定のJudiciary Act(裁判所法)は合衆国憲法3編および第1編8節9項に基づいて、最高裁判所の構成を定めるとともに、下級裁判所を設立した。

- (a) 最高裁裁判官数——Chief Justice & Associate Justices (5名)
- (b) 下級裁判所の設置・組織 Text p. 28 ↓ 9～
- (c) 州裁判所から合衆国最高裁への上訴 Text p. 28 ↑ 5～



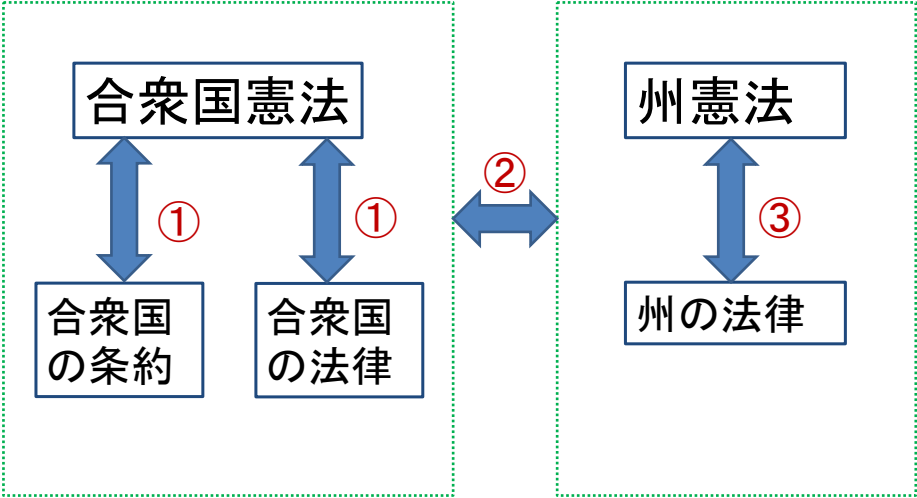
3

連邦裁判所の変遷



4

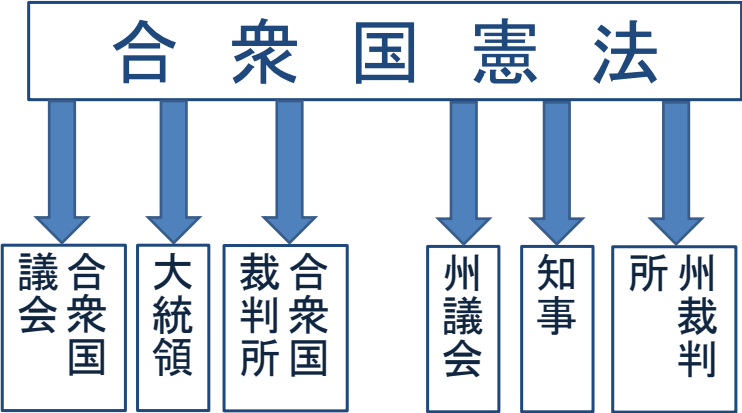
憲法適合性・連邦法適合性



①②は合衆国憲法6編2項に基づく。

5

合衆国憲法適合性の判断



合衆国憲法第14修正の法の平等保護(equal protection of the laws)は、公立学校教育において

- ① 白人黒人の共学
- ② 白人学校と黒人学校の教育設備の均等, のいずれを求めるか。
Brown v. Board of Education of Topeka, 347 U.S. 483 (1954), overruling Plessy v. Ferguson (1896). 6

(2) 違憲立法審査権の確立

◆1800年頃の連邦派と共和派の対立

	Federalists	Republicans
政治	有産階級のための政治	一般民衆のための政治
政治の担い手	富と知性を備えた上層階級	教育により自由で独立の判断ができる自営農民
言論の自由	ある程度の制限が必要	十分な保障が必要
対外関係	親英的	親仏的
経済	商工業の育成が重要。関税による産業の保護が必要。	自営農民層の育成が重要。
連邦と州	連邦の権限を強化すべき(中央集権)。連邦の優位。	連邦の権限は限定すべき(州権尊重)。州と連邦は対等。
合衆国憲法の解釈	自由な解釈	厳格解釈
憲法の解釈権限	最終的解釈権は連邦最高裁にある。	三権が各々の権限に最終的解釈権, 連邦と州は対等。

7

(a) Marbury v. Madison——事件の背景

	大統領John Adams, 副大統領Thomas Jefferson, 国務長官John Marshall
1800. 12	大統領選挙でJeffersonが現職のAdamsを破った。連邦議会選挙でも共和派が勝ち、連邦派は敗北。
1801. 1. 20.	Adams大統領は、国務長官Marshallを最高裁長官に指名。
1801. 1. 27.	上院がMarshallの最高裁長官への任命に同意。
1801. 2. 4.	国務長官Marshallが最高裁長官に就任(1801. 3. 3. まで国務長官を兼務)。
1801. 2. 13.	連邦議会はCircuit Court Act可決, Adams大統領承認——16の巡回裁判官職を新設。Adams大統領は2. 24までに裁判官指名を完了。
1801. 2. 27.	連邦議会はOrganic Act制定——コロンビア地区に42の治安判事職を新設。
1801. 3. 2.	Adams大統領は42人の治安判事を指名。同日、上院は16名の巡回裁判官の任命に同意。
1801. 3. 3.	上院は治安判事職指名された42名について同意を与えた。16名の巡回裁判官と42名の治安判事の辞令にAdams大統領, Marshall国務長官署名, 国璽押捺。しかし、辞令の交付を受けない者が数名残った。辞令を交付された者は, "midnight judges," "midnight justices of the peace"と呼ばれる。
1801. 3. 4.	Jeffersonが第3代大統領に就任。国務長官にJames Madisonが就任(1801. 3. 5)。JeffersonはMadisonに辞令を交付しないように命じた。



2

8

The Judiciary Act of 1789 § 13

§ 13

That the Supreme Court shall have power to issue writ of mandamus, in cases warranted by the principle and usages of law, to any courts appointed, or persons holding office under the authority of the United States

[最高裁判所は, 法の原理と慣行により認められている場合には, 合衆国の権限のもとに任命されている裁判所またはそのもとに官職を保有する者に対して, 職務執行令状を発給することができる。]

9

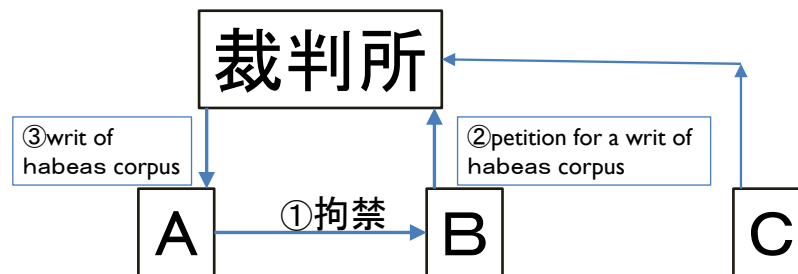
例外的救済方法 (extraordinary remedies)

◆ イギリスの国王の裁判所が国王大権に基づいて下した大権令状 (prerogative writs) に由来する救済方法。

- mandamus (職務執行令状) —— 履行すべき職務を履行しない者 (下位の裁判所, 官吏など) に対して, その履行を命じる令状。他に有効な救済方法がある場合には発給されない。
- habeas corpus (身柄提出令状・人身保護令状) —— 人を拘禁している者に対して, 拘禁の合法性を審査するため, その身柄を裁判所へ提出するよう命じる令状。不法に拘禁されている者を解放する機能を果たす。
- certiorari (記録移送令状) —— 下位の裁判所や官吏に対して記録の移送を命じるもの。
- 他に, prohibition (禁止令状), procedendo (訴訟促進令状), quo warranto (権限開示令状) などがある。

10

habeas corpus (身柄提出令状・人身保護令状)



◆ ⑦ 刑事手続による拘禁からの釈放を求める場合 (州の刑事手続で有罪判決が確定した被告人が, その有罪判決が合衆国憲法違反であると主張して釈放を求める場合など) だけでなく, ① 精神病院に強制入院させられている者が退院を求める場合, ⑤ (離婚後) 監護権のない親から子どもを取り戻す場合, あるいは, 別居中の夫婦間で, 子を監護する親の子に対する処遇が親権行使という観点からみて容認し得ないとして引渡しを求める場合などで, 広く用いられた。

11

Marbury v. Madison, 5 U.S. (1 Cranch) 137(1803)

【Marshallのジレンマ】

- ◆ Jefferson と Madison —— 裁判所の命令が下されても無視するつもり ← 行政部や立法部に対して命令を下す司法部の権限を否定していた。
 - 事件を却下すると, Jefferson の立場を黙認することになる。
 - 職務執行令状を発給すると, 無視される, 最高裁の無力さが露呈する。

【最高裁判決】

- ①② 辞令の交付差控えは権利侵害で, それに対して法は救済を与える。
- ③ 1789年の Judiciary Act § 13 は, 最高裁に職務執行令状発給権限を与えており, また, Marbury は他に救済方法を持たない。
 - しかし, 憲法の最高裁の管轄規定はこのような場合には上訴管轄権しか認めていない。憲法と法律が抵触するときは, 法律は無効である。そしてその判断するのは裁判所である。

12

Marbury v. Madison, 5 U.S. (1 Cranch) 137(1803)

【Marshallのジレンマ】

◆Jefferson と Madison——裁判所の命令が下されても無視するつもり ← 行政
部や立法部に対して命令を下す司法部の権限を否定していた。

- 事件を却下すると, Jefferson の立場を黙認することになる。
- 職務執行令状を発給すると, 無視される, 最高裁の無力さが露呈する。

【最高裁判決】

- ①②辞令の交付差控えは権利侵害で, それに対して法は救済を与える。
- ③1789年の Judiciary Act § 13 は, 最高裁に職務執行令状発給権限を与えており, また, Marbury は他に救済方法を持たない。
- ・しかし, 憲法の最高裁の管轄規定はこのような場合には上訴管轄権しか認めていない。憲法と法律が抵触するときは, 法律は無効である。そしてその判断をするのは裁判所である。

13

(3) アメリカ法の形成 : (a) イギリス法の継受の確定

◆裁判規範に関する邦の憲法・法律の規定。

- ・イギリスのコモン・ロー
- ・(植民地建設前に制定された/植民地で採用されていた)一般的性格をもつイギリス議会制定法
- ・植民地議会が制定した法律

◆アメリカの状況や体制に適合する限りという条件付きの イギリス法継受

◆逆行する動き

- ・法廷でのイギリス判例の引用禁止 (法律でNJ, DE, PA, KY, 裁判所がNH)
- ・ナポレオン法典を中心とするフランス法の導入の動き

◆イギリス法を基礎とするアメリカ法の形成←①英語, ②資料, ③親英的な法律家, ④反英感情の緩和

◆エクイティの継受の遅れ——陪審不使用, 総督などの運用, 大きな裁量
それでも19世紀中葉までにMAなどにおいても一般的継受が完成

14

(3) アメリカ法の形成 : (b) 法律文献の充実

(イ) 判例集の刊行

- ・1789年 : Kirby が Connecticut Reports の刊行開始。
- ・1790年 : Dallas が Pennsylvania 州裁判所の判例集の刊行開始。
第2巻以降に合衆国最高裁判決も所収。

(ロ) 法律書の充実

- ・1803年 : Blackstone's Commentaries, Tucker edition の刊行 (合衆国と Virginia 州の憲法・法の解説・注釈を追加したもの)
- ・1826年～ : James Kent (1763-1847) Commentaries on American Law 刊行。
- ・1832～ : Joseph Story (1779-1845) 9分野の Commentaries 刊行開始。

American Law

Kent & Story の Commentaries

イギリス法の原理・原則 合衆国/州の憲法/法律/判例

15

4

7. 法典編纂運動

16

(1) 法典編纂運動とその背景

◆Jacksonian Democracy

Andrew Jackson の大統領選挙勝利 (1828), 大統領就任は1829.3.4

大学教育を受けていない(近所のpriestsによる教育を受けた)最初の大統領。
エリートによる人民のための政治 ⇒ 人民による人民のための政治

◆背景

西部:基本的に平等な社会(貧富, 教育, 家柄の差のない社会)
——交替して政治にあたる

東部:工業の発達→労働者階級の政治的権力の要求

◆司法——

人民による政治の理念 ⇒ 専門家による裁判に否定的な認識が広まる

裁判官職に任期制を導入(1830s~1840s)

裁判官職の公選制拡大(1840s~1860s)

陪審の重視(刑事において, 裁判官の説示の拘束力否定, エクイティにも陪審
審理を認める)

裁判官の裁量の制限

17

(1) 法典編纂運動とその背景

【アメリカの裁判官の選任制度——州最高裁判事について】

(The Book of the States, 2019, Table 5.6)

- ・ 非党派的選挙(候補者の所属政党を非表示) 13州
- ・ 党派적選挙(候補者の所属政党を表示) 9州
- ・ メリット方式(委員会が選考した候補者から知事が任命) 21州
(うち議会の同意を求めるもの7州, 公選の委員会の承認を求めるもの1州)
- ・ 知事による任命 4州
(知事单独:1州, 知事+議会の同意:3州, 知事+公選の委員会の承認:1州)
- ・ 議会による任命 2州

※メリット方式——①弁護士会選任の**弁護士**, 知事選任の**非法律家**, および
裁判官からなる**裁判官指名委員会**(judicial nominating commission)による候補者
名簿の作成, ②名簿掲載者から知事による任命, による裁判官選任方式のことで,
③(この方式を採用する州のの多くで)当初の任期満了時において, 再任のため
に市民による信任投票を経ることが必要とされる。

18

(1) 法典編纂運動とその背景

【BenthamとBlackstone】

Jeremy Bentham (1748 - 1832)

William Blackstone (1723 - 1780)

It is the greatest happiness of the
greatest number that is the measure
of right and wrong.

(正善の基準は最大多数の最大幸福
である) ——普通選挙 (I=1832,
IV=1918 [men], V=1928 [+women])

功利主義による法典編纂

——議会によってmakeすべき法

【法典になじむ米国】

- ① 植民地時代の植民地議会による法律制定。邦憲法・合衆国憲法の制定。
- ② 法典化に対する法曹の抵抗が比較的小さかったアメリカ。

19

(2) ニュー・ヨーク州における法典編纂

【Constitution of New York, 1846】

ARTICLE VI. § 24. [議会は当州の裁判所の手続・訴答に関する規則を改革
し, 簡素化する義務をもつ3名の委員を任命しなければならない。]

ARTICLE I. § 17. [議会は当州の法全体を体系的法典に収める義務をもつ
3名の委員を任命しなければならない。]

1847.4: State Commission on Pleading and Practice設置。同年9月, 辞
任した委員の後任委員に David Dudley Field が任命される。

1857: Commissioners of Code 設置。

【Fieldらの委員会が起草した民事訴訟法典(Field法典)】

- ① コモン・ローとエクイティの裁判所の別を廃止
- ② コモン・ローとエクイティの手続の別を廃止
- ③ コモン・ローにおける訴訟方式を廃止し, civil actionに一本化。
訴状——請求の趣旨と請求原因の通常の言葉での簡潔な記載

20

(2) ニュー・ヨーク州における法典編纂【訴答の変遷】

訴答の呼称	common law pleading	code pleading (1848～)	federal pleading (1938～)
別称	issue pleading	fact pleading	notice pleading
訴答の目的	単一の争点 (issue) の形成	当事者が主張する事実の開示；訴訟・争点の範囲の確定	当事者の主張の概要の告知（訴答以外に、開示手続や事実審理前協議＋事実審理前命令がある）
当事者の役割	当事者は訴訟方式に従って適用される法原則を選択し、主張すること。法原則の選択を誤ることによって敗訴する可能性がある。	当事者は事実を通常の簡潔な用語で主張すればよい。事件にあてはまる法原則の発見・適用は裁判所の役割。	訴答の役割自体が縮小された。判決で与えられる救済は、種類・金額の双方で原告が請求したものに限定されない。Rule 54(c).
選択的主張・矛盾する主張	許されない。	当初は認められなかったが、後に許されるようになる。	当初から明文で認められていた。